

## 指定障害福祉サービス事業者等変更届出書～サービス種別変更事項別～添付書類一覧

変更事項	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者包括支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	一般相談支援	特定相談支援	主な添付書類 <small>（※下記に示す添付書類以外に、関係書類の提出を求める場合があります。）</small>	
1 事業所・施設の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程、付表
2 事業所・施設の所在地※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程、付表、平面図、設備・備品等一覧、写真、周辺位置図、建築確認済証・消防検査済証、不動産（土地・建物）の登記事項証明書、賃貸借契約書（賃貸借の場合のみ）
3 申請者・設置者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
4 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書、誓約書（代表者変更の場合のみ）
6 登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） （※就労継続支援A型事業所のみ、「定款等」も必要）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書、※定款等（就労継続支援A型事業所のみ）
7 事業所・施設の平面図、設備の概要等※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平面図、設備・備品等一覧、写真、（必要に応じて建築確認済証・消防検査済証）
8 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書、誓約書（管理者変更の場合のみ）
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○				○													経歴書、資格証、研修修了証、実務経歴証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
10 事業所・施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○					経歴書、資格証、研修修了証、実務経歴証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
11 事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴																		○			経歴書、資格証、研修修了証、実務経歴証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
12 主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
13 運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
14 事業所の種別（併設型・空床型の別）							○														付表、運営規程、事業所設置許可等に係る通知等の写し
15 併設型における利用者の推計数又は空床型における当該施設の入所定員							○														付表、運営規程
16 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					付表、契約書等の写し
17 関係機関との連携その他適切な支援体制の概要																		○			付表、運営規程
18 提供するサービスの種類							○														付表、運営規程
19 第三者に委託する障害福祉サービスの種類並びに第三者の事業所の名称及び所在地							○														付表、運営規程
20 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称											○										付表、運営規程

- ※1 ～事業所の移転（住所変更）を予定している場合～  
 ・移転先となる立地が他法（都市計画法、建築基準法及び消防法）に適合しているか、建物等が障害福祉サービス事業所の指定要件に適合しているかを確認する必要がありますので、変更届出書を提出される前に指導監査課へご相談ください。（指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。）
- ※2 ～事業所内の改築（間取りや設備等の変更）や内部移動（場所替え）等を予定している場合～  
 ・事業所内の改築や内部移動等を行った場合は、当該事業所が引き続き障害福祉サービス事業所の指定要件を満たしているかを確認する必要がありますので、変更届出書を提出される前に指導監査課へご相談ください。（指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。）

注意  
 事項  
 (1)変更となった事項は、「変更前」と「変更後」の内容を分けて記載すること。（どこを、どのように変更したのかが分かるように具体的に記載すること。新旧対照表などを別途添付することも可。）  
 (2)変更があった日から10日以内に届け出ること。（10日を超えて提出する場合は必ず遅延理由書（任意様式）を作成のうえ添付すること。）  
 (3)遅延理由は旭川市長あてとし、法人名、代表者名、提出年月日、遅延した届出事項、遅延した理由などを記載すること。  
 (4)「主な添付書類」に示す書類以外に、届出内容的に必要な書類は提出すること。（すでに提出されている書類内容から変更が生じない場合は省略可ですが、その旨を記載しておくこと。）  
 (5)変更届は、原則、指定を受けているサービス種別ごとに提出すること。（ただし、「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護」、「障害者支援施設」、「多機能型」、「一般相談・特定相談」は各まとめて提出可。）  
 (6)障害者支援施設のサービス種類の変更又は入所定員の増加、生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービス量（定員）の増加をする場合は、指定変更申請書（様式第17号）にて届け出ること。